

「第2期川崎市再犯防止推進計画（案）」に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第2期川崎市再犯防止推進計画」の策定にあたり、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様からの意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	第2期川崎市再犯防止推進計画（案）
意見の募集期間	令和6年11月25日（月）から令和6年12月25日（水）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・市ホームページ ・市政だより（12月1日号）掲載 ・紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、情報プラザ、支所・出張所、図書館・分館、健康福祉局地域包括ケア推進室
結果の公表方法	・市ホームページ ・紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、情報プラザ、支所・出張所、図書館・分館、健康福祉局地域包括ケア推進室

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		3通（14件）
内訳	FAX	0通（0件）
	電子メール	3通（14件）
	持参	0通（0件）
	郵送	0通（0件）

4 意見の内容と対応

（1）主な意見と本市の対応

①主な意見

「再犯防止等を取り巻く状況」や、「関連する施策の展開」に関する御意見・御要望等が寄せられました。

②本市の対応

寄せられた意見が、案に沿ったものや、案の内容を説明するものであったことから、社会動向を踏まえた変更や所要の整備を行った上で、再犯防止計画を策定します。

【意見に対する市の考え方の区分説明】

A：御意見の趣旨を踏まえ、計画（案）に反映したもの

B：御意見の趣旨が計画（案）に沿ったものであり、御意見を踏まえ、取組を推進するもの

C：今後、施策や事業を推進する中で、参考とするもの

D：計画（案）に対する質問・要望の御意見であり、計画（案）の内容等を説明・確認するもの

E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

【意見の件数と対応区分】

項目		A	B	C	D	E	計
1	第1章 「計画の策定に当たって」に関すること	0	2	0	1	0	3
2	第2章 「再犯防止等を取り巻く状況」に関すること	0	0	0	1	0	1
3	第3章 「関連する施策の展開」に関すること	0	3	0	5	0	8
4	第4章 「計画の推進体制」に関すること	0	1	0	1	0	2
合計		0	6	0	8	0	14

第1章 「計画の策定に当たって」に関すること（3件）

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	再犯防止を地域社会全体で取り組むべき課題として捉え、ソーシャル・インクルージョンを促進するという理念に基づき、基本目標を設定しており、高く評価できる。 国・県との連携、犯罪被害者への配慮、社会情勢への対応、市民への広報啓発といった基本方針も、再犯防止を総合的に推進するために重要であり、適切に設定されている。 （その他同趣旨の意見1件）	犯罪をした人等に限らず、すべての地域住民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることがない社会の構築を目指すため、5つの基本方針や当該方針に基づく5つの重点項目に沿って、関連施策の取組を推進しながら、再犯防止に向けた取組を着実に推進してまいります。	B
2	本編P7下段：「刑務所出所等の雇用の機会の拡大を図るため」は、段落の1行目に記載したほうがよい。	全体版7ページ下段の記載内容については、第1期計画期間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの4年間）における本市の再犯防止に係る取組の1つとして、「刑務所出所者等の雇用機会の拡大を図ることを目的として、市の競争入札参加資格審査において、犯罪・非行の前歴により定職につくことが容易でない刑務所出所者等の事情を理解した上で雇用し、立ち直りを手助けいただける「協力雇用主」を適正に評価できる仕組みを新たに導入したことを」示す内容でございます。 今後も、当該内容含め、市民に分かりやすい・伝わりやすい表現等に努めてまいります。	D

第2章 「再犯防止等を取り巻く状況」に関すること（1件）

N0	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	再犯者率という名称は再犯率と混同されマイナスの意味で使われてしまっている。再犯者率という指標は再犯防止で使うべきではない。 資料として掲載するのであれば、検挙人員、うち再犯者、再犯者率という項目はやめ、検挙人員、初犯者、再犯者（有検挙歴者）としたほうがよい。	継続的かつ効果的な再犯防止対策につなげるため、「検挙人員中の再犯者数」や「検挙人員全体に占める割合」を再犯者率として経年で把握することにより、再犯防止等を取り巻く本市の状況を的確に捉えるようにしているところがございますので、こうした実態や経年での推移については、今後も、引き続き、注視していく必要があるものと考えております。 一方で、再犯者率については、検挙人員中の総数に対する比率であることから、客観的な事実として伝わるように努めてまいります。	D

第3章 「関連する施策の展開」に関すること（8件）

N0	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	計画では地域住民の理解と協力の必要性を強調しているが、地域住民を巻き込むための具体的な取り組みが不足している。情報発信を強化するだけでなく、地域住民が参加できるイベントやボランティア活動を企画・実施することで、地域住民の意識を高め、主体的な参加を促す必要がある。 例：地域住民参加型イベント 内容：再犯防止に関する講演会、模擬裁判、更生保護施設の見学、元受刑者との交流会など 目的：再犯防止の重要性や更生保護の意義を理解してもらい、犯罪をした人に対する偏見や差別をなくす、地域住民の協力を得る。	地域住民の理解を促し、より多くの協力を得るため、「社会を明るくする運動」など、あらゆる機会を捉えて、積極的に情報発信していくことに加え、介護等の事業者やその職員向けの更生保護に関する研修会を開催し、更生保護に関する理解促進を図るとともに、会議の場などを通じ、関係機関等とのネットワークづくりを進めることなどにより、地域におけるソーシャル・インクルージョンにつなげてまいります。	B

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
2	計画は、多様な主体との連携を重視しており、再犯防止を効果的に推進するために不可欠な体制を構築しようとする意欲が示されていることが評価できる。 特に、川崎市再犯防止推進会議を、関係機関や更生保護団体の情報共有や意見交換、ネットワーク構築に活用する方針は、計画の推進力強化に繋がるものと考えられる。 （その他同趣旨の意見 1 件）	犯罪をした人等に限らず、すべての地域住民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることがない社会の構築を目指すため、5つの基本方針や当該方針に基づく5つの重点項目に沿って、関連施策の取組を推進しながら、再犯防止に向けた取組を着実に推進してまいります。	B
3	本編 P27 下段（高齢者等やその家族のための相談体制の充実）、本編 P28（障害のある人やその家族のための相談体制の充実）：体制の充実とは何か、分かりやすく記載してほしい。	全体版 27 ページ下段の及び 28 ページの各取組については、高齢者や障害者、また、その家族に対する①相談支援の内容や②相談機関のバックアップ機能等の充実・強化を図ることを目的とした取組でございまして、こうした取組を通じ、各相談体体制を強化することを意図した計画内容としております。 今後も、当該内容含め、市民に分かりやすい・伝わりやすい表現等に努めてまいります。	D
4	本編 P29（要支援者等に対する介護予防・生活支援の取組強化）：取組強化について具体的に記載してほしい。	全体版 29 ページの「2（1）要支援者等に対する介護予防・生活支援の取組強化」について、第1期計画から切れ目なく継続的に取組を推進していくとともに、一層の介護予防・生活支援に向け、地域リハビリテーション支援機能の強化、生活支援コーディネーターの配置の推進、自立支援型サービスの充実等を図ることとしております。 今後も、当該内容含め、市民に分かりやすい・伝わりやすい表現等に努めてまいります。	D

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
5	本編 P30（地域のネットワークづくりの推進）：「ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実」について、内容を具体的に記載したほうが良い。	全体版 30 ページの「2（1）地域のネットワークづくりの推進」における「ひとり暮らし等高齢者の充実」について、住民基本台帳に基づき、介護保険サービス等を利用していない75歳以上の単身及び高齢者のみ世帯を対象に、世帯状況や生活実態の調査・把握（高齢者生活状況調査）を行った上で、孤立リスクの高い高齢者を見守り対象とし、担当地区の民生委員児童委員を中心に、川崎市社会福祉協議会、町内会・自治会、老人クラブ、ボランティア等が相互に連携・協力しながら、継続的な見守りを実施し、当該取組を充実させることを意図したものでございます。 今後も、当該内容含め、市民に分かりやすい・伝わりやすい表現等に努めてまいります。	D
6	本編 P46 上段（持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行）：「2年を目途として結論を出し」と記載があるが、いつから2年なのか分かりやすく記載してほしい。 ※策定後本編では P47 中段	全体版 47 ページ中段の「4（1）持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行（新規）」について、国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）において、「法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。」こととされたものでございます。 今後も、当該内容含め、市民に分かりやすい・伝わりやすい表現等に努めてまいります。	D

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応 区分
7	本編 P55 上段（発達障害を有する障害児・者に対する支援）：「神奈川県発達障害支援センターかながわA」についてはいつからの取組なのか。 ※策定後本編では P35 下段	全体版 35 ページの「5 発達障害を有する障害児・者に対する支援（新規）」について、「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」については、発達障害者支援法が施行された平成 17（2005）年度から設置され、県内（横浜市、川崎市、相模原市を除く）における発達障害を有する障害児・者に係る各種の相談や研修、個別支援の検討会議等を通じ、専門的な立場からの助言を行い、継続的に地域の相談支援を行う専門機関でございます。 今後も、当該内容含め、市民に分かりやすい・伝わりやすい表現等に努めてまいります。 なお、所要の整備として、より適切な計画体系となるよう、重点項目 2 に係る取組として整理しました。	D

第4章 「計画の推進体制」に関すること（2件）

NO	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	各重点項目における目標を、定量的な指標と定性的な指標を組み合わせる形で具体的に設定することで、計画の進捗状況をより明確に把握し、評価することができる。 例：就労・住居の確保 定量的目標：協力雇用主数を5年間で〇%増加させる、更生保護施設の入所率を〇%以上にする。 定性的目標：協力雇用主に対する就労支援に関する研修を充実させ、職場定着率の向上を図る、更生保護施設における生活指導や就労支援の内容を充実させ、社会復帰を促進する。	「第4章 計画の推進体制」でお示した「【目標1】地域で安心して生活できるサービス等の提供」については、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの提供、③地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した就学支援の実施に係る本市の各分野別計画において設定している定量的・定性的な目標を活用しながら、実施状況を適切に評価することとしております。 また、「【目標2】立ち直りを決意した人を受け入れる地域社会づくり」について、協力雇用主数などについては、社会情勢の影響を大きく受けること等を勘案し、参考指標とするとともに、国から示された市町村の役割を踏まえ、「社会を明るくする運動への参加人数」や「介護等事業者向けの更生保護に関する研修会の開催」を目標設定しているところでございます。	D
2	施策の効果をどのように測定するのか、具体的な指標が不足している。施策の実施状況を把握するだけでなく、その効果を検証し施策内容を見直すというPDCAサイクルを回すことが重要。効果測定のための指標を設定することで、計画の改善を継続的に行うことができる。 例：更生保護サポートセンターへの支援 指標：更生保護サポートセンターの開設数、利用者数、利用者満足度、保護司の活動状況（面接回数、報告書作成時間など） 検証方法：定期的なアンケート調査、ヒアリングの実施、活動記録の分析	各施策の進行管理等にあたっては、市総合計画における各事務事業のうち、再犯防止に関する部分を活用しながら効果測定・評価を行い、その内容を川崎市再犯防止推進会議や川崎市社会福祉審議会に報告し、意見等を聴取した上で、計画的に推進してまいります。 また、国から示された市町村の役割を踏まえ、全体版56ページ以降の「第4章 計画の推進体制」において、更生保護サポートセンターを各区保護司会の要請等に応じて開設することについて、指標（目標）を定めております。	B

5 社会動向等を踏まえた変更

NO	変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
1	保護司が自宅において殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案を受けた①「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」における保護司の安全確保についての議論、②総務省及び法務省から面接場所の確保に対する一層の協力要請、③本市保護司会の会長をはじめとした各区会長から協力要請を踏まえた本市の取組等を追記	(本編 P45) ・・・必要な体制等の確保や環境整備が必要となります。 ○ こうした中でも、保護司の活動に当たって、その安全が脅かされることがあってはならず、安全・安心に活動を継続するための環境を整備することは、国の持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会でも協議され、喫緊の課題となっています。	(P44) ・・・必要な体制等の確保が困難となっています。
2		(本編 P46) 保護司の面接場所の確保 (新規) 保護司の活動は、保護司の自宅が中心となっていますが、自宅に対象者を招き入れること対して不安や負担感を感じる声が増加していることから、福祉施設を中心に、面接場所の確保に取り組んでいます。今後も保護司の方や保護観察対象者のニーズに応じて、平日、日中のみならず、休日、夜間など様々な時間帯での利用や、対象者のプライバシー及び保護司の安全の確保なども考慮しながら、検討していきます。	(記述なし)
3	「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」において令和6年10月に、「検討会報告書」が取りまとめられたことによる当該記載の修正	(本編 P47) 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行 (新規) 時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の推薦・委嘱の手順、年齢条件、職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化待遇、活動環境、保護司の安全確保等について検討結果がまとまり、令和6 (2024)年10月に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」から法務省に対し報告がありました。 本市においても、法務省の動向を注視しながら、市町村の役割を踏まえ、適時適切な措置を講じていきます。	(P46) 時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じます。